

席田・月隈・東月隈乗合いタクシー 実証実験について

令和7年5月
福岡空港周辺移動支援
実証実験実行委員会

席田・月隈・東月隈乗合いタクシー実証実験について

1. 趣旨

席田・月隈・東月隈乗合いタクシー実証実験については、生活利便施設の立地が非常に少ない福岡空港周辺地域において、車などの移動手段を持たない方、高齢で自ら移動するのが困難な方の日常の買い物や通院等、生活交通確保が課題となる中、福岡空港地域対策協議会及び席田・月隈・東月隈校区自治協議会にて実行委員会を立ち上げ、持続可能な生活交通確保に向けた地域共生事業の一つとして取り組むものであり、新たな移動手段の確保について検討を進めてきたところである。

この度、その運行計画案が取りまとまったことから、本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

- (1) 運行事業者 福岡第一交通(株)、(株)アイシン ※福岡第一交通(株)が運行
- (2) 運行の態様 区域運行(道路運送法施行規則第3条の3 第3号)
- (3) 営業の区域 福岡空港周辺エリア

①3校区内(福岡市博多区のうち席田・月隈・東月隈校区、ただし③福岡空港を除く)

(大井 1~2 丁目、大字下白井、空港前 1~5 丁目、青木 1~2 丁目、東平尾 1~3 丁目、東平尾公園 1~2 丁目、月隈 1~6 丁目、大字下月隈、立花寺 1~2 丁目、大字立花寺、金の隈 1~3 丁目、大字金隈、西月隈 1~6 丁目、東那珂 2 丁目、東月隈 1~5 丁目、浦田 1~2 丁目)

②3校区外

福岡市博多区の下記の地区

(榎田 1~2 丁目、東那珂 1~3 丁目、那珂 3~6 丁目、板付 1~7 丁目、大字板付、諸岡 1~3 丁目、三筑 1~2 丁目、麦野 1~5 丁目、井相田 1~2 丁目)

その他(粕屋町、志免町、大野城市)

(粕屋町大字仲原、大字酒殿 / 志免町御手洗 1~2 丁目、別府北 1~4 丁目、別府 1~4 丁目、大字別府、別府西 1~3 丁目、別府東 1~3 丁目、南里 1~7 丁目、大字南里、志免中央 3~4 丁目、王子 1~4 丁目、片峰 1~4 丁目、片峰中央 1~4 丁目、坂瀬、向ヶ丘 1~2 丁目、石橋台、志免 3~4 丁目、志免東 1 丁目 / 大野城市御笠川 4 丁目、川久保 1 丁目)

③福岡空港

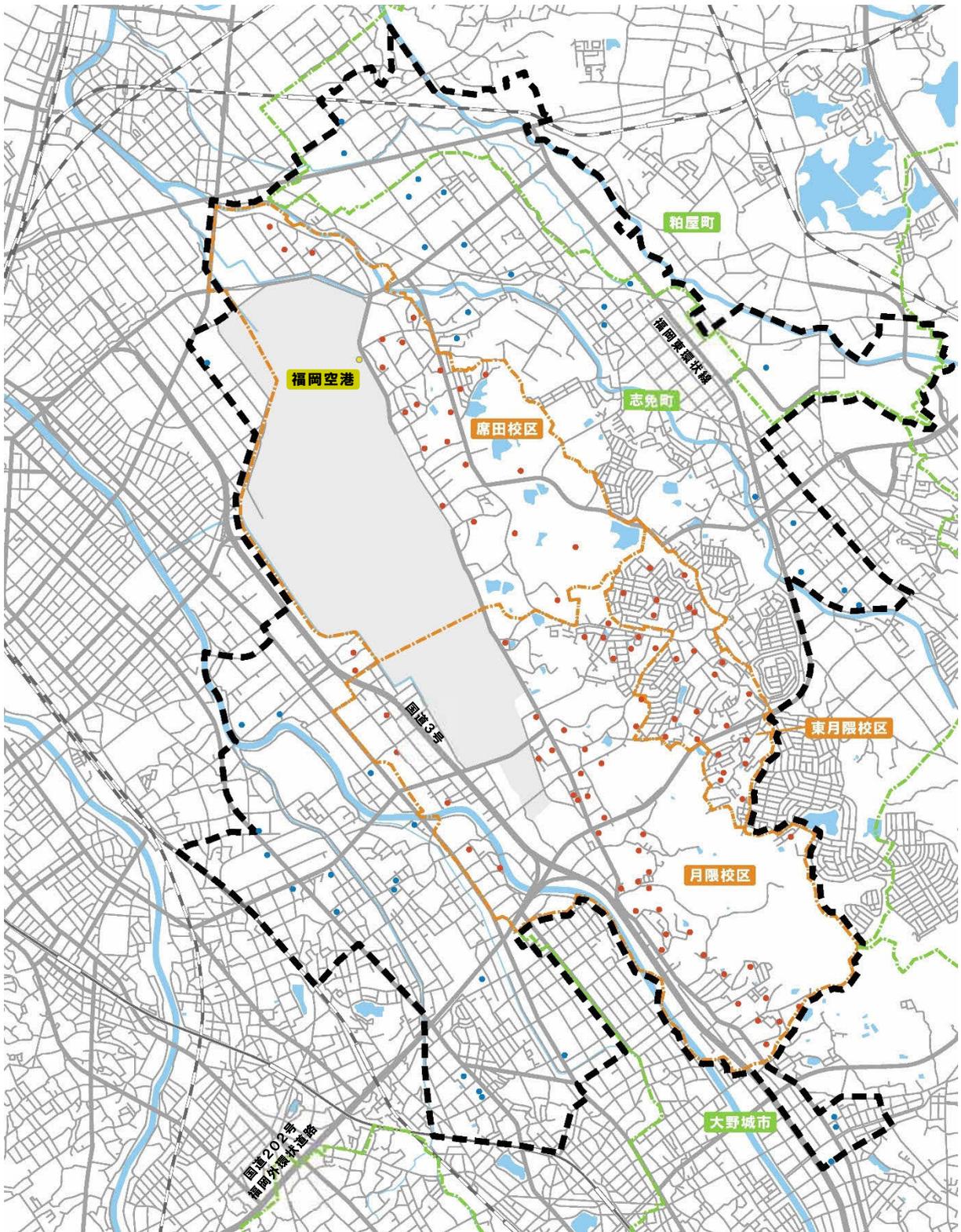
(福岡市博多区大字下白井)

(4) 運行の区域及びミーティングポイント（停留所）

○運行の区域：福岡空港周辺エリア（営業の区域と同じ）

○運行開始時のミーティングポイント：135箇所（予定）

（3校区内【赤】：95箇所、3校区外【青】：39箇所、福岡空港【黄】：1箇所）



※ミーティングポイント（停留所）については、
今後増減する可能性がある。

【凡例】

--- 運行区域案

● 停留所予定場所（3校区内）

● （3校区外）

● （福岡空港）

○ミーティングポイント(停留所)のイメージ



○標示のイメージ



○ミーティングポイントのエリアごとの内訳

①3校区内	95 箇所	席田校区	22 箇所
		月隈校区	50 箇所
		東月隈校区	23 箇所
②3校区外	39 箇所	博多区	17 箇所
		志免町	16 箇所
		粕屋町	3 箇所
		大野城市	3 箇所
③福岡空港	1 箇所		
合計	135 箇所		

○利用種別

- ①3 校区内 ⇔ ①3 校区内・②3 校区外・③福岡空港 :利用可(○)
- ②3 校区外 ⇔ ②3 校区外 :利用不可(×)
- ②3 校区外 ⇔ ③福岡空港 :利用不可(×)

(5) 運行形態

予約のあるミーティングポイント(停留所)間を効率的に運行

(6) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) 運行車両

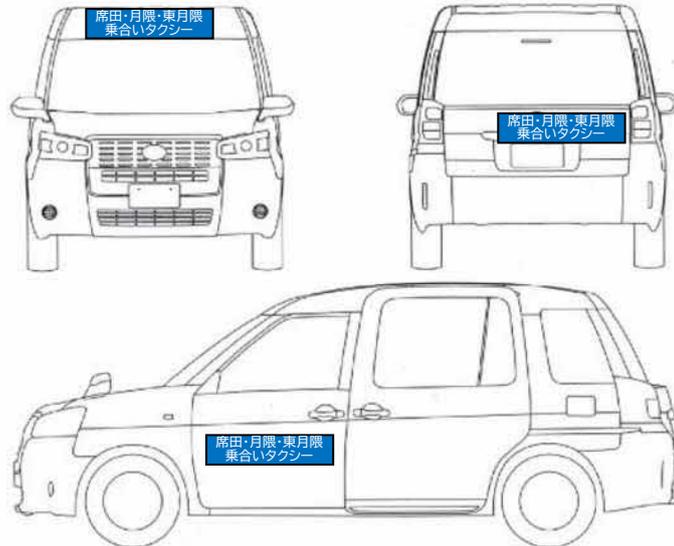
使用車両：小型車両(乗車定員 4 名 ※運転手除く) 2 台

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名を明示

※以下はイメージであり、実際の車体デザインは現在検討中



(8) 運行曜日及び運行時間

○月曜日～金曜日／9:00～16:00

○土曜日／9:00～13:00

○運休：日曜日、祝日、12月29日～1月3日

○運行間隔：ミーティングポイント(停留所)⇒ミーティングポイント(停留所)を 1 便と仮定し、1 時間当たり 1 便～4 便(想定)

(9) 乗車受付方法

事前予約による

予約可能期間：乗車希望日の 1 週間前から 20 分前まで

受付方法：電話もしくはインターネットで受付

電話予約受付：9:00～16:00(平日)、9:00～13:00(土曜日)

インターネット予約受付：24 時間

(インターネット予約イメージ)



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、「受付候補検索」を押下

→希望時間前後の候補が数案提示される

(10) 運賃

	種類	額及び適用方法
運賃	大人 (中学生以上)	300 円
	小児 (小学生)	150 円
	幼児 (未就学児以下)	無料 ※単独乗車は不可
	障がい者	150 円
	介護者 (障がい者の付き添い)	150 円
決済手段	現金	乗車時
	交通系 IC カード・iD	乗車時

(11) 運行期間

令和7年7月(予定)から令和10年3月31日まで

※年度ごとに効果検証を実施する

(12) 地域との協議状況

福岡空港地域対策協議会および席田・月隈・東月隈自治協議会で構成する「福岡空港周辺移動支援実証実験実行委員会」にて、今回の運行計画案を作成し合意が図られている。また行政・交通事業者においても、協議を行い合意が図られている。

3. 議決事項

【交通事業者】

福岡第一交通(株)、(株)アイシン ※福岡第一交通(株)が運行

【届出内容】

(1)運行の態様

区域運行

(2)区域設定

3校区内(福岡市博多区のうち席田・月隈・東月隈校区、ただし福岡空港を除く)

(大井 1~2 丁目、大字下白井、空港前 1~5 丁目、青木 1~2 丁目、東平尾 1~3 丁目、東平尾公園 1~2 丁目、月隈 1~6 丁目、大字下月隈、立花寺 1~2 丁目、大字立花寺、金の隈 1~3 丁目、大字金隈、西月隈 1~6 丁目、東那珂 2 丁目、東月隈 1~5 丁目、浦田 1~2 丁目)

※運行の区間

3校区内(営業区域) ⇔ 各ミーティングポイント

(3)運賃申請

届出運賃(運賃協議会にて協議)

(4)使用車両

小型車両(乗車定員 4 名 ※運転手除く)を使用

(5)最低車両数の弾力化

常用2台

(6)車両併用

一般タクシーと併用

(7)処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】(1)運行の態様、(2)区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）

→協議を調えることにより、隣接する複数の地区を営業区域とすることが可能。

【議決が必要な項目】(3)運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】(4)使用車両（使用する車両の弾力化）

→協議を調えることにより、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】(5)最低車両数（最低車両数の弾力化）

→協議を調えることにより、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用3両＋予備1両）が緩和される。

【議決が必要な項目】(6)車両併用（車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例）

→協議を調えることにより、他の旅客自動車運送事業と併用（事業者のタクシーを使用し、一般タクシーと併用）することが可能。

【議決が必要な項目】(7)処理期間の短縮

→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を2ヶ月間から1ヶ月間に短縮することが可能。